

●香川県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年2月10日から同年3月2日まで一般の縦覧に供する。

平成24年2月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路 線 名 高松善通寺線（33号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市鬼無町藤井585番1地 先から	前	10.8~13.5	193	交通安全施設整備事業 による交差点改良
高松市鬼無町藤井624番1地 先まで	後	11.5~15.0	193	